

舞鶴市入札監視委員会(令和7年度第1回) 議事概要

開催日時及び場所	令和7年8月6日(水) 午後1時30分～4時10分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	上子秋生：立命館大学名誉教授 (委員長) 玉田和也：舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授 志部淳之介：御池総合法律事務所 弁護士	
議事概要	1 開会あいさつ (竹山総務部長) 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 予定価格の誤表示等による落札決定の取り消しについて 発生経過と原因、並びに再発防止策について説明。 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告。 (3) 令和6年4月～令和7年3月までの建設工事(抽出案件)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明。 (4) 入札発注工事一覧 (5) 入札契約手続きの改善に関する審議 最低制限価格の変動等の実施状況を説明 4 その他 ・次回の抽出担当は志部委員とする。 ・次回の開催は令和8年1月又は2月を予定する。	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 105件
一般競争入札	5件	
指名競争入札	0件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 ヒューマンエラーの防止は、可能な限りシンプルな取扱いが必要。長期的には紙入札を電子入札に集約すべき。 議事(2)関係 資料2の16ページのグラフは、委員会で議論を継続してきた中で、高価格帯での高落札が減ってきた市の成果である。 議事(3)関係 最低制限価格の厳しい算定で、本来なら対応が可能な者を失格としないよう、入札の結果をフィードバックすべき。 議事(4)関係 くじとなった状況の確認。 議事(5)関係 特になし。	

別紙

「3 議事 (1)「予定価格の誤表示等による落札決定の取り消し」関係

意見・質問	回答等
資料5頁の別紙2の⑦のタイミングで契約管理システムの「設計額を最終設計額に修正」する行為は、日常的なことか、珍しいことか。	理事者の決裁が終了した後に、契約管理システムの金額を最終のものに修正する例は、いくつかあり、特に珍しいことではありません。
誤りへの対応で事務を大幅に改めるのは、事務従事者にとって負担が大きい。今回のミスは、これまでと同じ手続きの下で見落とししたのか、珍しい例であったのかのどちらであると市は分析しているか。	今回のミスは、珍しい例によるものではありません。これまで経験豊富な職員により誤りを発見できておりましたが、その職員の異動を組織として補うことが出来なかったものと考えております。
決裁が終了した後に、契約管理システムの金額書き換えを物理的にできないように改めたところがあるが、具体的にはどのようにしたのか。	契約管理システムの機能で、次の段階に移行することで、修正等をできなくしております。
契約管理システムで操作できなくするその対応が最も良い。人による対応ではどんなに優れた人であっても見落としを防ぐことはできない。	—
資料では、関係者に説明し、了解されたとの記載があったが、何らかの反応や法的措置がとられたようなことはあったのか。	今回の件で落札決定を取り消させていただいた業者につきましては、決定を信頼してご負担いただいた経費に対し、賠償をさせていただきたいと考えております。 他の業者には、これまでの経緯と再入札を実施する旨を説明し、ご理解をいただいております。
今回のケースでは、相手方に損害が発生しているのであれば、損害賠償の責任を負うケースである。説明があったように、解決に向けて任意に話し合いをしていくことは必要である。	—
公告で申し込みを誘引したという状況において、開札した時点で契約が成立しているということはないか。取り消しが可能という整理はできているのか。	契約書の締結を必要とする取り扱いの中で、締結に向けた案内を先方にお渡ししておりましたが、契約書を取り交わす前に誤り把握して手続きを止めておりますので、契約の前段階という整理で問題ないものと考えます。
法律を精査した訳では無いが、手続きの流れから見ると、契約前の段階という取扱いになるのではないか。	—

職員の流動性が高まってきている現代の役所において、かつての稟議制が機能しなくなってきているのではないか。 昔の国鉄（手前にポイントを設けてどこへでも行ける）と私鉄（ぶつからないように行ける場所を限る）に違いがあるように、ミスが起きないようにシステム化していくべき。 そういった観点で、契約課への依頼は、理事者決裁後に限ることは可能か。	理事者の日程調整の中で、必ず理事者決裁後に執行依頼を限るという取扱いは難しいと考えます。
実際には、理事者決裁で金額が変更となるようなことはないのではないか。	金額が変わるほどの大きな内容の見直しは基本的にはないものと考えております。
資料6 頁別紙3では、入札執行依頼の後に理事者決裁という再発防止策が組みられているのに対し、先程の「理事者決裁後に執行依頼を限るという取扱いは難しい」とする答弁には矛盾があるのではないか。	理事者決裁で金額が変更となることは基本的にはございませんが、絶対にないと言い切れるものではありません。 よって、執行依頼の段階で最終の設計金額とすることを大前提とし、その後に物理的にシステムデータの変更を出来ないようにします。 仮に金額変更が発生した場合、所管課は契約課に変更内容を報告してシステムのデータの修正を行うことで、ヒューマンエラーを防止します。
紙入札と電子入札の2種類があることについても、紙入札を無くしてしまうようにできないか。 現在の紙入札者に対し、市役所が電子入札へ移行を促していけば良いのではないか。	公告では原則として電子入札としており、やむを得ない場合（ICカードの登録情報の切り替え）において、認めております。
市の高齢化等で電子入札に対応できない業者が一定数おられるのではないか。これらの業者を今すぐ電子入札へということは難しいと考えるが、長期的には電子化を進めることとし、その途中においては、電子入札と紙入札との差を出さないように対応していくことはやむを得ないのではないか。	—
高齢化等で電子入札に対応できない業者については、市がサポート等をしていくことがミスを防ぐという投資として正しいと考える。市として今回の件を”痛み”と捉えているのであれば、ミスが起きないように、紙入札から電子入札への移行を進めるべきである。	—

紙入札においても電子入札で出力したものを使えないのか。紙入札と電子入札で使用するシステムが違うところに問題がある。積極的にシステムを統合できないか。	ご指摘のとおり、一つの作業をするにあたり、紙入札と電子入札とで違うシステムがあるということが適切ではないと考えます。 現在の電子入札は、京都府のシステムを使用しておりますが、その機能を研究して改善につなげるとともに、長期的には紙入札を電子入札に統合していく取扱いをしていきたいと考えます。
ミスを無くすのは、難しいこと。システムの的にミスが起きないようにしていくべき。	—
3名でチェックするより、2名でチェックした方が責任者が明確になり精度が上がるというデータがある。シンプルという観点で一つの考え方である。契約管理システムに係る職員研修とあわせて、効果があるチェック体制の構築に取り組まれない。	—

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
資料2の16頁の建設工事の落札率分布の推移においては、令和3年度以降6年度までの間で大きな変化は見られないとの説明であったが、高価格帯における高落札が減ってきている。これまで本委員会で取り組んできた成果であることから、十分に認識をしておきたい。	ご指摘ありがとうございます。
御市の長年の課題の改善が見られる良いグラフであると考えます。	—
舞鶴市では、一般競争入札が指名競争入札よりもはるかに多いようだが、十数年前と比べてどうか。	発注数が多いA等級・B等級で一般競争入札で実施をしていることから、近年は一般競争入札の数が多い状況にあります。
市内・市外の区別をするにあたり、JVは、どのように取り扱っているのか。	JVの発注における市外の金額は、JVの出資割合で計算しております。
令和6年度は、市外業者が参加したJV発注工事が2件あったという読み方になるのか。	1件は市外業者が参加したJV発注工事でしたが、もう1件は、道路の区画線を描く塗装工事でした。
市内業者が減ってきているということか。	JVを条件としない工事で見ると、道路の区画線を描く塗装工事では、市外業者に入ってもらっていますが、その他は市内業者にお願いができております。

「3 議事 (3) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出委員：上子委員長

① 福来市民交流センター改修工事

抽出趣旨	入札に参加した3者中、安価な額で入札した2者が失格となり、最も高い入札者が落札となった。	
意見・質問	回答等	
特殊な工事には見えないが、3者しか応札がなかった理由をどのように分析されているか。	公告日が11月であり、工期がタイトであったことが影響したものと考えております。	
11月発注となった理由は何か。	補助金の申請と交付決定の都合から、この時期にならざるを得なかったものです。	
どこの補助金か。	京都府です。5～6月に交付決定をいただき、9月補正を受けて発注に至ったものです。	
6月議会に間に合わないというときに市長による専決は行わないのか。	原則として、議会に承認をいただくこととしております。	
他市では8月に臨時議会を開いたケースを耳にしたことがあるが、舞鶴市ではどうか。	議会との相談の結果で臨時議会が開けない訳ではありません。その場合、緊急性などの内容や時期で調整させていただくことになるものと考えております。	

② 舞鶴YMCA国際福祉専門学校空調設備改修工事

抽出趣旨	入札に参加した2者中、1者が辞退したことにより、残った者が落札となった。	
意見・質問	回答等	
発注が秋となった理由は何か。	国庫補助金を予定しており、その交付決定を待っていたものです。結果、不採択となったため、9月議会で財源更生をして発注を行いました。	
最終的に財源はどのようにしたのか。	基金を活用しております。	
今回は、最低制限価格に近い落札となったが、今後も1～2者しか応札がない状況が続けば、競争入札の機能に影響を及ぼすことも考えられる。例えば、参加者を増やすために”指名競争入札”をしてみるといった検討をしたことはあるのか。	市において運用しているマニュアルに従い、本件はA等級とすべき案件であったことから、一般競争入札での執行としております。	
一般競争入札と指名競争入札の区分をものによっては変えてみても良いのではないか。	—	
空調機器は電気ではなく、管での発注で間違いはないか。管であればA等級8者に対してB等級が23者あるので、B等級に広げて良かったのではないか。	空調機器の工事は、管工事に区分されております。 本年度に予定している工事の中でA等級に配分が多くなるよう調整をしており、この考えに基づき、本件をA等級に区分したものです。	

A等級とB等級の業者数は、工事の配分に考慮されないということか。	お見込みのとおりです。
難しいことは重々承知をしているが、補助金の交付決定を待たずに一般財源で着工しておき、交付決定後に財源の組み替えができれば、良いのだが。	お見込みのとおり交付決定前の着工は難しいのが現状です。なお、この補助金が採択されなかった理由としましては、国の財源に上限がある中で、近年申請が急増してきておることが影響したものと考えております。

③ 浜（三条通）配水管布設替工事

抽出趣旨	14者中、13者が辞退又は失格となり、残った者が落札となった。
意見・質問	回答等
最低制限価格が1%でも下方になっておれば、違う結果となったもの考える。3名の職員が最低制限価格を算定し、その平均をとる方式を採用していると記憶しているが、算定方法について何らかの工夫ができないか。	厳しすぎる判定により工事が可能と見込まれる者が失格となることがないよう、最低制限価格の算定業務に携わる職員に対し、基本的な考え方を周知していきたいと考えます。
舞鶴市では最低制限価格に近い位置に入札額が集中し、最低制限価格を下げることで競争原理が働く傾向にある。改善策としては、最低制限価格の設定をもう少し低めを意識するとともに、低くしたことで工事の品質確保や業者の疲弊に問題がないかをチェックすることが考えられる。	—
ルール上ではやむを得ないで終わるところであるが、市民目線からすると高い買い物となったということである。最低制限価格を設定している職員にこの状況をフィードバックする機会を持つべきではないか。	—
最低制限価格の算定を、3名による平均ではなく1名に任せ、その結果を本人にフィードバックするという考え方もできるのではないか。	3名による平均値をとる手法は、過去に発生した事件を踏まえての不正防止を目的としたものです。
—	今回、最低制限価格が高いことで多くの業者が失格となってしまいましたが、工事場所は、シャッター街となっておりますものの、三条通りという本市のメインストリートであることから、算定者は交通や近隣を考慮して”施工しづらい”との判断を行ったものと推測いたします。
予定価格を公表し、落札率がおおよそ見込まれる中で、業者は最低制限価格の読みを持っている。どのような方法を採用すれば競争が働くのかについて、業者の意見を集めてみても良いの	—

ではないか。	
最低制限価格の設定は、市に一定の裁量があることから、今後も研究されたい。	—

④ 境谷橋(引土境谷線)A1橋台工事

抽出趣旨	実施した変更契約における変更率が高いが、事前の調査に問題はなかったか。
意見・質問	回答等
事前の調査が十分ではなかったのではないかという話は出なかったのか。	詳細設計の中でボーリング調査をして矢板工法を採用しましたが、実際に工事を行う中で想定ができなかった硬い地層があることが判明したため、やむを得ず硬質地盤に対応できる工法に変更したものです。
ボーリング調査をすれば、礫混じり地層が判明するのではないか。	ボーリング調査は径110ミリで実施しましたが、それでは判別できないケースは起こり得ると考えております。
—	現地で掘削をして土を採取しながら場所打杭を設置しております。その段階で採取した土と現地から、矢板工法が可能と判断をしましたが、矢板を打つ工程の中で想定できなかった礫混じりの層にあたりそれ以上進めなかったということです。
場所打杭(φ1200)を打っている時に礫混じりの地層が判明したのか。	場所打杭の施工時では、判明しておりませんでした。
躯体を立ち上げるための矢板なのか。杭は矢板がなくても打てたのか。	地表面から杭を打った後に矢板を施工しております。
場所打杭を打っているときに地層が判明したのではないのか。	場所打杭の施工時では、矢板工法で問題ないと認識していましたが、実際に矢板を打っている中で貫入ができない事象が発生したものです。
状況は理解したが、46%に及ぶ変更率は極めて大きい。 なお、場所打杭は支持層まで到達しているか。	場所打杭は支持層まで到達しております。 なお、変更すべきか工事を中止すべきかにつきましては、工事場所が河川区域であり、出水期を避ける必要から変更契約を採用したものです。
変更契約の金額の適正性をどのように判断したのか。	業者から見積もりを徴して協議をしております。なお、変更後の工法で使用する機械に要する費用が高額であったことから、市議会への報告等の手続きをとっております。
市民の目線から一番気になるのが変更に必要な金額の適正性だと考える。今回のように見積もりを徴して適正に説明ができるように対応しておくことが大事である。	昨年度の静溪ポンプ場の検証会議でもご議論をいただいた内容ですが、30%を超える変更契約につきましては、工事の担当課ではない部署での検証が必要であると認識しております。今回は間に合いませんでしたが、今後は適正に

	対応していきたいと考えております。
--	-------------------

⑤ 市民会館跡地構造物撤去工事

抽出趣旨	実施した変更契約における変更率が高い。
意見・質問	回答等
コンクリートブロック塀の取り壊しや給水管の布設替えについては、事前に把握できるのではないかと。	隣接していた建物が古く、施工時の振動で板張りの外見ではわからなかった中の土壁の一部が破損したものです。事業に伴う損失補てんも考えましたが、総合的判断で取り壊し方法を変更し増工としました。また、給水管につきましては、一敷地一給水を基本に発注しましたが、持ち主との協議の中で別の建物への給水があることが判明したため、増工としたものです。
工事を始めてみると、通常で想定されるものよりもダメージを受けやすい特殊な状況（土壁）があった事案であったものと理解した。	—

「4 議事 入札発注工事一覧」関係

意見・質問	回答等
くじとあるが、これは入札金額が同額であったという意味か。	お見込みの通りです。
くじの頻度は、ときどきという程度か。	お見込みの通りです。

「5 議事 入札契約手続きの改善に関する審議」関係

意見・質問	回答等
特になし。	—

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
課題は見えてきて、少しずつ前に進んでいるように見える。事後公表の試行などにも更に踏み込んでいくとともに、紙入札から電子入札への切り替えは、一定の期限を切って取り組んでいくことが良いのではないかと。	—
めったに起こらないことが起こったことでこれまでの積み上げが全てがだめだということではなく、一生懸命に普通に頑張っている者に過度な負担がかからないよう、改善に取り組んでいかれたい。	—

人の力によるチェックが落ちてきている時代、人の努力も必要だが、システム的にミスが起こらない環境を作っていくことが大切である。	—
---	----------